

## 規範意識の醸成

### ◆学習のねらい

いじめは、相手の心や体を傷付ける行為であることを理解させるとともに、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしない態度を育てる。

### ◆評価

いじめは、相手の心や体を傷付ける行為であることを理解するとともに、いじめに対して行動しようとする気持ちをもつことができたか。

### ◆教育課程における位置付け

特別活動

### ◆主な使用教材

- ・東京都道徳教育教材集『心あかるく』〈小学校1・2年生版〉
- ・イラスト資料

### 展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 学級の良いところを発表する。 ・ 元気に挨拶している。 ・ 友達と仲良くできる。 ・ 給食や掃除当番をみんなで頑張っている。	○ 学級の良さを具体的に考えられるように、東京都道徳教育教材集『心あかるく』の111ページの写真を提示するなどして、参考にできるようにする。
	2 本時の学習を知る。 <b>いじめのない、すてきな学級にするためのルールをつくろう。</b>	
展開 25分	3 いじめに関するイラストを見て、考えたことを発表する。 ・ いじめはいけないことだ。 ・ 仕返しをするのはいけない。 ・ 笑っている子もいけない。 ・ 先生や大人に相談した方がよい。	○ いじめのイラストを掲示する。 ○ いじめている子、いじめられている子のほかに、はやし立てたり笑ったりしている子、見ている子がいることを知らせる。 ○ いじめが、相手の心や身体を傷付ける重大な行為であることに気付かせる。
	4 自分の周りではじめが起こったときどうするか考える。 ・ 注意する。 ・ 先生に言う。 5 いじめのない楽しい学級をつくるためのルールを考える。 (1) 個人で考える。 (2) 4人程度のグループで、それぞれ考えたルールを発表し合う。 (3) グループごとに、出されたルールをまとめ、学級全体に発表する。	○ 身近な大人に伝えることが大事であることを知らせる。 ○ 幾つか考えが出された後、同じような気持ちになったことはないかを確認しながら板書する。
まとめ 10分	6 出されたルールの中から、今すぐにできることをみんなで選び、『心あかるく』の111ページに、「学級をすてきにするために、どんなことができるか」の欄に書く。	○ これからすてきな学級にするためにしていきたいことという観点で選ばせる。無理に一つに絞ることはせず、複数あってもよい。

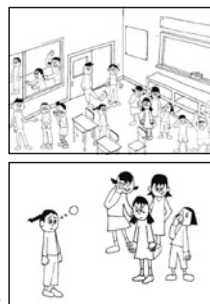
板書例

いじめのない、すてきな学きゆうにするためのルールをつくらう

○学きゆうのよいところ

- ・げん気にあいさつしている。
- ・ともだちとなかよくできる。
- ・きゆうしよくやそうじとうばんを、みんなでがんばっている。

○イラストを見てかながえたこと



- ・いじめはいけないことだ。
- ・しかえしをするのはいけない。
- ・わらっている子もいけない。
- ・先生やおとなにそうだんしたほうがよい。

○じぶんのまわりでいじめがおきたら

- ・ちゅういする。
- ・先生にいう。
- ・みぢかなおとなにいうことがだいじだ。

○いじめのないたのしい学きゆうをつくるためのルールをかながえよう。

- ・みんなでなかよくあそぶ。
- ・あいさつをきちんとする。
- ・いじめを見たらちゅういする。
- ・いじめを見たらすぐにおとなにそうだんする。

発展的な展開例

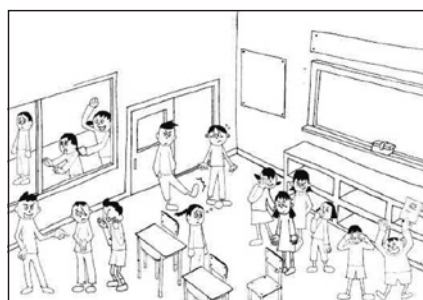
	学習活動	○指導上の留意点
展開 25分	<p>1 「授業中」「休み時間」「給食の時間」「掃除の時間」それぞれの場面についてグループごとに分担し、担当する「場面」の決まりについて再確認する。</p> <p>2 担当する「場面」について、学級の児童全員がより良く活動できるという視点で、グループで決まりを見直す。</p> <p>3 見直した決まりをグループごとに発表し、その決まりについて学級全体で協議する。</p>	<p>○ 決まりや約束を守ること、自分もみんなも気持ち良く生活することができるということに気付かせる。</p> <p>○ 一部の行動を戒めるという視点ではなく、みんながより良く活動できるという視点で決まりを見直させるよう留意する。</p>

【資料等】

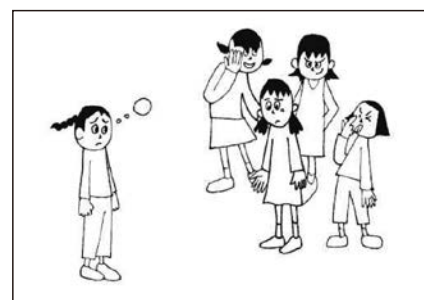
授業で使用するイラスト等



『心あかるく』111 ページ



いじめのイラスト①



いじめのイラスト②

## 規範意識の醸成

### ◆学習のねらい

いじめが起こったらどのように行動するか考えるを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしない態度を育てる。

### ◆評価

いじめが起きたときにどうすればよいか考えるを通して、いじめに対して行動しようとする意識をもつことができたか。

### ◆教育課程における位置付け

特別活動

### ◆主な使用教材

- ・DVD『STOP!いじめ あなたは大丈夫?』(児童・生徒指導編 小学校編) <16分>
- ・東京都道徳教育教材集『心しなやかに』<小学校3・4年生版>

### 展開例

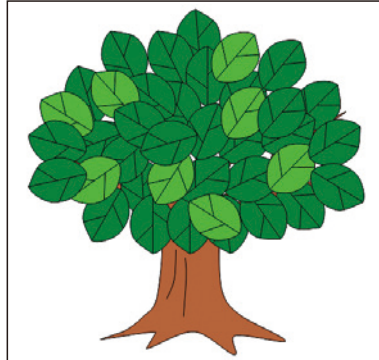
	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 楽しい学級と楽しくない学級とは何が違うのかを考えて発表する。	○ 意見が出ないときには、これまでの学級での楽しかった経験やそのときの気持ちなどを自由に述べさせるようにする。
	2 本時の学習を知る。  みんなで、いじめのない、すてきな学級を作ろう。	
展開 30分	3 いじめに関するDVDを視聴して気付いたことを発表する。	○ 『STOP!いじめ あなたは大丈夫?』のはじめの5分間の事例から、いじめる側、いじめられる側、見ている側の気持ちを考えさせるようにする。
	4 自分の身の回りでいじめが起こったら、自分ならどのように行動するかを考える。 ・ いじめをしている人を注意する。 ・ いじめを見ても、自分がやられたら怖いので何もしない。 ・ 誰かに言わなかったらいじめは続くと思う。 ・ 先生や家の人に言ってみる。	○ 教師の考えを一方向的に伝えるのではなく、児童の意見を共感的に聞くようにする。 ○ 導入で考えた楽しい学級を想起させ、楽しい学級にするための具体的な行動が考えられるようにする。
まとめ 5分	5 いじめのない楽しい学級、一人一人の良いところが伸ばせる学級をつくるための具体的な方法を考える。 (1) 楽しい学級にするための行動を、各自に配布した葉っぱの形の画用紙に書く。 (2) 葉っぱの形の画用紙を模造紙の中央にある幹に貼り、友達の考えと比べる。 (3) 出された方法についての感想や、更なる方法等について、学級全体で協議する。	○ 友達と同じ意見を書いた児童に対しても、共感的に受け入れるようにする。 ○ これまでの学習を振り返り、いじめのない楽しい学級にするためにすぐに実行できそうな具体的な行動を書くように促す。
	6 振り返りを行う。 協議の内容を受け、自分ができることを『心しなやかに』の123ページに書く。	○ 児童の記述について、再度、丁寧に確認する。

## 板書例

いじめのない楽しい学級、  
一人一人のよさが伸ばせる学級を作るために

### 楽しくない学級

- ・けんかをする。
- ・悪口を言う。
- ・仲間外れをする。
- ・決まりをやぶる。



### 楽しい学級

- ・え顔がある。
- ・みんな、なかがよい。
- ・何でも言い合える。
- ・そうじをすすんで行う。
- ・だれとでも遊ぶ。

○もし自分の身の回りくいじめが起きたら・・・  
・いじめをしている人へ注意する。  
・先生や家の人へ言うてみる

みんなで、いじめのない、すてきな学級を作ろう

## 発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 25分	1 東京都道徳教育教材集『心しなやかに』の116ページを読み、「学校」「家庭」「地域」における約束や決まりについて考えるとともに、約束や決まりがある理由についても考える。	○ 時間がある場合は「約束や決まりが無かったらどうなるのか。」についても考えさせる。
	2 ペアになり、意見を交流する。	
	3 『心しなやかに』の117ページを読み、みんながもっと気持ち良く過ごすための決まりやマナー、それらが必要な場所や場面等について考える。	○ 「みんながもっと気持ち良く過ごすため」という視点を押さえながら考えさせる。
	4 グループになり、協議する。みんなで守り、大切に作る決まりやマナーについて話し合い、まとめる。	○ 実際に自分たちが実施できることについて考えさせる。

## 【資料等】

### 人権教育ビデオ教材等の貸出について

東京都教職員研修センターでは、「人権教育資料センター」を設置しています。  
当資料センターでは同和問題をはじめ様々な人権課題に関わるビデオ教材、DVD等を多数所蔵しています。  
人権教育の推進・啓発のため、授業や教職員・保護者等対象の研究会・研修会に当資料センターの人権教育ビデオ教材等を御活用ください。

東京都教職員研修センターホームページから、「OJT・自己啓発支援」の「教育情報の提供」に入り、「人権教育資料センター」を選択してください。「貸出用ビデオ一覧」「借用書」及び「使用状況報告書」等をダウンロードしてお使いいただけます。

東京都教職員研修センター <http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/>

☆ビデオ教材等の詳細についてのお問合せや、御不明な点は、右記担当まで御連絡ください。

東京都教職員研修センター 研修部 教育開発課  
人権教育担当  
(住 所) 〒113-0033 文京区本郷1-3-3  
(電 話) 03-5802-0306 (直通)  
(ファクシミリ) 03-5802-2090

## 規範意識の醸成

### ◆学習のねらい

自分と相手との考え方や感じ方の「違い」や、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させる。

### ◆評価

自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法を理解することができたか。

### ◆教育課程における位置付け

特別活動

※社会科における「情報に関する学習」との関連を図ることができる。

### ◆主な使用教材

- ・「SNS東京ルール」
- ・「SNS学校ルール（SNS家庭ルール）」
- ・「SNS東京ノート3（小学校5、6年用）」

### 展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 「おとなしいね。」という言葉について、自分ならどう感じるか考え、全体で話し合う。	○ 同じ言葉でも肯定的に捉える人と否定的に捉える人がいることを理解させる。
自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法を考えよう。		
展開 30分	2 教師が例示するほかの言葉について、自分ならどう感じるかを考え、全体で話し合う。 （例）「まじめだね。」「一生懸命だね。」「個性的だね。」「マイペースだね。」等  3 グループ（3、4人）になり、『SNS東京ノート3』の8ページの内容について話し合う。 （1）文字から読み取れる相手の気持ちについて考える。 （2）メッセージを送信する前に、どのようなことに気を付ければ良いのかを考える。  4 グループで話し合った内容をまとめ、全体で発表する。 ・ 伝える相手を想像しながら伝える。 ・ 思ったことをすぐに伝える前に、冷静に考える。	○ 直接会話した時と、文字で伝えられた時の感じ方の違いについても気付かせる。  ○ 相手の表情が分からないので、相手がどのように感じているのかに気がつきにくいというインターネットの特徴について理解させる。  ○ 文字だけで自分の気持ちを伝えることの難しさや、伝える際に注意しなければならないことを理解させる。
まとめ 5分	5 「SNS東京ルール」及び「SNS学校ルール」を確認し、本時の学習で学んだことをまとめる。	○ 保護者と子供が話し合って作る「SNS家庭ルール」を確認させることも考えられる。



板書例

自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法について考えよう

○「おとなしいね」という言葉を聞いてどう感じるか。

- ・うれしい・・・5人
- ・いやだ・・・15人
- ・何とも思わない・・・10人

○その他の言葉はどう感じるか。

- ・まじめだね。
- ・一生懸命だね。
- ・個性的だね。
- ・マイペースだね。

○インターネット上では…

〈インターネットの特徴〉

相手の顔が見えない。  
メールやホームページなど文字が中心である。

○自分の考えや気持ちを上手に相手に伝えるには…

- ・伝える相手を想像しながら伝える。
- ・思ったことをすぐに伝える前に、冷静に考える。

○「SNS東京ルール」の⑤

送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 25分	<p>1 教師が例示するほかの言葉について、自分ならどう感じるかを考え、全体で話し合う。 (例)「まじめだね。」「一生懸命だね。」「個性的だね。」「マイペースだね。」等</p> <p>2 グループで、相手の顔が見えないSNSをはじめとするインターネットにおいて、自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法について話し合う。</p> <p>3 グループで話し合った内容をまとめ、全体で発表する。</p>	<p>○ 直接会話した時と、文字で伝えられた時の感じ方の違いについても気付かせる。</p> <p>○ 同じ言葉でも前向きに捉える人と否定的に捉える人がいることを理解させる。</p> <p>○ 「相手の顔が見えない」「情報が広がりやすい」等のSNSをはじめとするインターネットの特性を踏まえた上で話し合わせる。</p> <p>○ 相手に誤解を与えない表現にするには、どうすれば良いのか考えさせる。</p>

【資料等】

「SNS東京ルール」

- ① 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ② 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④ 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- ⑤ 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

## 規範意識の醸成

<p>◆<b>学習のねらい</b> SNSの上手な使い方について学び、自分たちの身を守るためのルールを考え、行動できるようにさせ、ネット上での規範意識を育む。</p> <p>◆<b>評価</b> SNSの利用に際してのトラブルなどを防止するために必要な「行動宣言」を考えることを通して、今後、「行動宣言」を守って行動しようとする意識をもつことができたか。</p>	<p>◆<b>教育課程における位置付け</b> 特別活動 ※社会科の公民的分野における「現代社会の特色（情報化社会）」や技術・家庭科の技術分野における「情報モラルに関する学習」との関連を図ることができる。</p> <p>◆<b>主な使用教材</b> ・「SNS東京ノート4（中学校用）」 ・「SNS東京ルール」 ・「SNS学校ルール（SNS家庭ルール）」 ・「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ</p>
---	---

### 展開例

	学習活動（・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入 5分	<p>1 「SNS東京ノート4」の「自分と相手との違い」や「悪口」を参考に、インターネットの利用状況を振り返り、日常生活で感じたこと（メリットやデメリット）を発表する。</p> <p>2 本時の学習のねらいを知る。</p>	<p>○ 携帯電話やスマートフォン等を持っている生徒と持っていない生徒それぞれの立場から考えられるようにする。</p>
SNSの上手な使い方を学び、「SNS学校ルール」を守るための「行動宣言」を作ろう。		
展開Ⅰ 15分	<p>3 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページのSNS上で仲間外れにされる事例を視聴し、感じたことを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じようなトラブルに遭ったことがある。</li> <li>・ SNSでトラブルにならないようにするためには、どうすればよいのか。</li> </ul>	<p>○ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページについては、63ページの【資料等】を参照する。</p> <p>○ ネット上のトラブルをはじめ、様々な視点から、いじめについて考えさせる。</p>
展開Ⅱ 25分	<p>4 SNSの利用に際してのトラブルなどを防止又は解決するための「行動宣言」を考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人で考える。</li> <li>(2) 4人程度のグループで、それぞれ考えた「行動宣言」を発表し合う。</li> <li>(3) グループごとに、出された「行動宣言」をまとめ、学級全体に発表する。</li> </ol> <p>5 学級での「行動宣言」を決める。</p>	<p>○ ホームページ（アプリケーション）の事例を基に、学級の状況や課題等を踏まえた「行動宣言」を短冊に書き、話し合う。</p> <p>○ グループや全体で話し合う際に、「努力するポイント」と「してはいけないポイント」に分類させる。</p>
まとめ 5分	<p>6 本時の学習を振り返る。</p>	<p>○ 「SNS東京ルール」を提示し、SNSの上手な使い方を振り返り、今後も継続して考えていく問題であることを伝える。</p>

板書例

SNSの上手な使い方を学び、「行動宣言」を作ろう

○インターネットの利用状況

- ・友達とのメッセージのやりとりを終えることができず、スマートフォンをずっと使ってしまう。
- ・ゲーム機の通信で友達と夜遅くまで会話している。
- ・相手の気持ちを考えずに、メールを送ってしまった。
- ・親に、スマートフォンの使い方のルールを決められている。
- ・携帯電話やスマートフォンを持っていないので、友達とすぐ連絡を取りたいときに不便ことがある。

○この学級のための「行動宣言」とは？  
(努力するポイント)

- ・一日の利用時間と終了時刻を決める。
- ・やるべきことをしてからネットを使うようにする。
- ・フィルタリングを使う。
- ・文字だけのコミュニケーションであることに気を付ける。
- ・(してはいけないポイント)
- ・相手の気持ちを考えずにメール等を送らない。
- ・間違った捉え方をされたり、言いたいことが伝わらなかったりする可能性があるようにする。
- ・自分や他者の個人情報を書き載せないようにする。

○「行動宣言」をみんなで守っていく

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開Ⅱ 25分	<p>1 SNSの利用状況や課題等を踏まえ、「SNS東京ノート4」の「家庭のルールを考えよう」を活用し、「SNS家庭ルール」を見直す。</p> <p>(1) 個人で取り組んでいる点や改善すべき点を考える。</p> <p>(2) (1)で考えたことをグループ内で発表し、他の生徒は、取組等について助言する。</p> <p>(3) グループのメンバーからももらった助言を基に、今後改善すべき点をまとめる。</p> <p>2 「SNS家庭ルール」の改善案を考える。</p> <p>3 本時の話し合いを通して、学んだことをワークシートに記入する。</p>	<p>○ 以前考えた「SNS家庭ルール」が、SNSの利用に際してのトラブル防止策として、実効性があるのかという視点で、現在守られている点や改善すべき点等を考えさせる。</p> <p>○ 自主的・自発的な取組になるよう、また、実現できる、実効性のあるルールになるよう指導・助言する。</p>

【資料等】

「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ及びスマートフォン用アプリケーションについて

上巻『学校の取組編』にも示されているように、子供が、身近な情報通信機器等を用いて、いじめの被害者にも加害者にもならないようにするとともに、いじめを受けた場合に大人に相談しようとする気持ちを後押しするために、独自にホームページとスマートフォン用のアプリケーションを作成しました。

「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」スマートフォン用アプリケーションの概要

相談先案内アプリ



相談支援アプリ



ルールポップアップアプリ



スマートフォン用アプリケーションをインストールできない環境への対応として、アプリケーションと同様の内容を体験することができるホームページを作成しています。

ホームページの利用及びスマートフォン用アプリケーションのダウンロードは、下記アドレスのページから行うことができます。

【ホームページアドレス】

<http://www.ijime.metro.tokyo.jp>



## 規範意識の醸成

<p>◆<b>学習のねらい</b> SNSを介したトラブルやいじめについて知り、加害者にも被害者にもならないための防止策や、対処方法を身に付けさせ、ネット上での規範意識を育む。</p> <p>◆<b>評価</b> SNS上で起こり得るトラブルやいじめの実態について理解し、それらを防止する方法や起きてしまった時の解決方法等について考えることができたか。</p>	<p>◆<b>教育課程における位置付け</b> 特別活動 ※人間と社会における「第6章 ネット時代」や共通教科情報科における「情報モラルに関する学習」との関連を図ることができる。</p> <p>◆<b>主な使用教材</b> ・「SNS東京ノート5（高等学校用）」 ・模造紙（タブレットパソコン等のICT機器の活用も考えられる） ・DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」 児童・生徒指導編 高等学校編（ネット上のいじめ）</p>
--	--

### 展開例

	学習活動（・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 「SNS東京ノート5」の「リスクの見積り」を基に、自らのSNSの利用状況について振り返り、ペアで話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒の日常生活でのSNSの利用状況や、利用における課題、トラブル等について話し合わせる。</li> <li>○ SNSによるトラブルだけでなく、SNSの利便性についても取り上げる。</li> </ul>
SNS利用上のトラブルや、いじめに対する防止策・対処法を考えよう。		
展開 40分	<p>2 SNS利用上のトラブルやいじめの具体例を挙げ、防止策や対処法を考える。</p> <p>(1) 4人程度のグループになり、自分の経験や聞いたことなどを基に、具体例を模造紙に書く。</p> <p>(2) 具体例について考え、問題点とその防止策や対処法を付箋紙に書き、模造紙に貼る。</p> <p>(3) グループをローテーションし、ほかのグループが考えた具体例に対して、(2)の作業を行う。</p> <p>(4) グループごとに、出された問題点、その防止策、対処方法をまとめ、発表の準備を行う。</p> <p>(5) グループごとに学級全体で発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットの特性を理解させ、相手の気持ちを考えることの大切さや、悪質な誹謗中傷などのいじめは犯罪となる可能性があることなどについて考えさせる。</li> <li>○ 問題点とその防止策や対処法を書き込む際には、色別の付箋紙を利用する。 例：問題点(赤)、防止策(青)、対処法(黄)</li> <li>○ 発表の際はグループのメンバー全員が関わる発表となるよう指導する。</li> <li>○ 各グループから出た意見を基に、学習のポイントを板書し、全体でまとめる。</li> </ul>
まとめ 5分	3 学習を通して気付いたこと、ほかの人の考えなどから学んだことをワークシートにまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS上のいじめも、相手の心や体を傷付ける重大な行為であり、犯罪につながる行為であることを理解させる。</li> </ul>

## 板書例

SNS利用上のトラブルや、いじめに対する防止策・対処法を考えよう

○SNS利用上の課題やトラブルについて、考えよう。

- ・個人情報の掲載
- ・不適切な書き込み
- ・個人に対する攻撃
- ・安易な書き込みとその影響

○SNS利用上のトラブルやいじめの具体例を挙げよう。

- ・勝手に個人情報を載せられた例
- ・グループを外されて人間関係がこじれた例
- ・自分の知らない所で悪口を書かれていた例
- ・知らない人とのやり取りでトラブルになった例

○問題点とその防止策・対処法を考えよう。

- ・簡単に個人情報や画像を公開しない。
- ・軽い気持ちで書き込みしない。
- ・誤解を生む表現を避ける。
- ・相手がどのような気持ちになるか考える。

〈SNS利用上のポイント〉

- ・相手の気持ちを考える。
- ・インターネットの特性を理解する。
- ・情報はすぐに、不特定多数に拡散され、削除が困難である。
- ・悪質な誹謗中傷や許可を得ない画像の使用等、犯罪となることもある。

※トラブルに遭ったり見付けたりしたら、保護者や教員、相談窓口等に迷わず相談する。

## 発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 40分	<p>1 ネットいじめに関するDVDを視聴し、いじめの被害者の気持ちを考える。</p> <p>(1) 「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の初めの5分30秒間を視聴した時点で、映像を止め、いじめを受けている主人公の気持ちを考える。</p> <p>(2) ペアになり、自分が考えた気持ちを話し合う。</p>	<p>○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)のはじめの5分30秒間(ネット上のいじめ)を視聴させる。</p>
	<p>2 DVDの事例における問題点や、第三者としての行動や防止策・対処方法を考える。</p> <p>(1) もし自分が第三者の立場で、事例のメールを受け取ったら、どのように行動するか考える。</p> <p>(2) グループで考えを交流し、SNS利用上のトラブルやいじめに対する防止策や対処方法を考える。</p>	<p>○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の10分30秒間(ネット上のいじめ)まで視聴させる。</p> <p>○ 実際に生徒が気を付けていることを挙げさせるようにする。</p>
	<p>3 グループで考えたSNS利用上のトラブルやいじめに対する防止策や対処方法を学級全体で共有する。</p>	
	<p>4 「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の残りの映像を視聴し、いじめ問題への理解を深める。</p>	<p>○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)を最後まで視聴させる。</p>

### 【資料等】

インターネットによるトラブルの相談窓口

○東京こどもネット・ケータイヘルプデスク (こたエール) 電話：0570-783-184

月曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで ※祝日、年末年始を除く。

〈メール相談〉(24時間 365日) <http://www.tokyohelpdesk.jp/>

○東京都教育相談センター「東京都いじめ相談ホットライン」 電話：0120-53-8288 (24時間対応・通話無料)

## 規範意識の醸成

### ◆学習のねらい

いじめをなくすために、自分ができることを考えるを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしないための態度を育てる。

### ◆評価

いじめについて自分で考え、いじめをなくすために自分ができることをしようとする気持ちをもつことができたか。

※実施の時期や学年によっては、キャリア教育と結び付け、社会に出たときに、いじめに対して、どのように対応していくのかを考えることをねらいにしてもよい。

### ◆教育課程における位置付け

特別活動

### ◆主な使用教材

- ・DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(児童・生徒指導編 中学校編)
- ・ワークシート

### 展開例

	学習活動（・児童・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入	<p>1 居心地の良い学級とはどのような学級であるかを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思ったことを発言できる。</li> <li>・ 助け合える。</li> </ul> <p>2 本時の学習を知る。</p>	<p>○ 「居心地の良い」とは、学級にいることによって、自分の良いところが生かせる、伸ばせる学級であることを確認する。</p>
展開	<p>3 【DVD視聴】いじめについて考える（視聴5分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうして、いじめられるのか分からない。</li> <li>・ 友達だから、嫌とは言えない。</li> <li>・ 遊びと同じ感覚でやっている。</li> </ul> <p>4 【DVD視聴】いじめられたとき、その場面に会ったときに、どのようにすれば良いかを考える（視聴5分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられていることを親に話す。</li> <li>・ いじめられている人の相談に乗る。</li> </ul>	<p>○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」のはじめの5分間の事例（かばんを持たせる、かばんを蹴る）を視聴させ、いじめられる側の気持ち、いじめる行為について考えさせる。</p> <p>○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」の続きを視聴させ、いじめへの対応について考えさせる。</p>
まとめ	<p>5 振り返りを行う。</p> <p>(1) 【DVD視聴】続きから最後まで視聴する。</p> <p>(2) 今後、いじめられたり、その場面に会ったときのこと、自分ができることを確認する。</p>	<p>○ これまでの学習を振り返らせ、自分が具体的にできることをワークシート等に記入させる。</p>

## 板書例

いじめられたり、その場面に会ったりしたときの対応を考えよう

- 居心地の良い学級とは
- ・思ったことを発言できる。
- ・助け合える。

- DVDを見て思ったこと
- ・どうしていじめられるのか分からない。
- ・友達だから、いやとは言えない。
- ・遊びと同じ感覚でやっている。

- いじめられたとき、その場面に会ったときに、どのようにすればよいか。

- ・いじめられていることを親に話す。
- ・いじめられている人の相談に乗る。

- 活動の振り返り

いじめられたり、その場面に会ったりしたときにすること、自分ができること

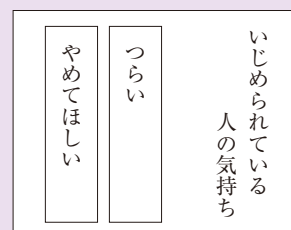
## 【資料等】

## 展開の工夫① 短冊を活用してまとめる。

〈板書例〉

ワークシート等を用いて個人の考えをまとめる方法のほかに、グループワークによって考えをまとめていく方法もあります。

グループでまとめた意見や考えを大きめの短冊にまとめ、発問ごとに黒板に掲示していくと、グループの意見交流や考えのまとめなど、全体での共有を効果的に行うことができます。



## 展開の工夫② 具体的な内容を選択肢で示す。

発達の段階によって、ほかの人の立場になって考えたり、気持ちを考えたりすることが苦手な児童・生徒もいます。そのような場合は発問を、「いじめられている人は、どんな気持ちですか。」ではなく、「いじめられている人を見たらどうしますか。」や「いじめられたときどうしますか。」とし、さらにその時の具体的な行動を選択肢で示します。

ワークシートでの取組や、選択肢を大きなカードで示し、そこに集まるなど周囲の人の様子を見えるようにする工夫も考えられます。

〈例〉「いじめられている人を見たらどうしますか。」

- ア 家の人や先生など、大人に知らせる。
- イ 助けるために、いじめを止める。
- ウ その場から逃げる。
- エ 何もせず、だまって見ている。

## 展開の工夫③ 演じることを通して理解を促す。

発達の段階によって、映像から情報を理解することが難しい場合、演じることが理解の助けになることがあります。

具体的には、実際に演じてみるロールプレイングを行ったり、モデルとして教員や学級の代表が演じるのを見たりするという方法が考えられます。自分自身が体験することで理解できることや、身近な人が演じることで実感しやすくなることが期待できます。





## 第 4 部

# いじめ問題解決のための 「教員研修プログラム」

いじめ防止対策推進法第 18 条では、教職員を対象にいじめに関する研修を実施することが定められています。このことを踏まえ、都内の全公立学校において、年間 3 回以上の校内研修を実施することとしています。教員一人一人のいじめ問題への対応力を身に付けるため、以下の研修プログラムを開発しました。

「教員研修プログラム」の活用について

Step 1

【研修1～3】

三つのプログラムを実施することで、全教職員で共通理解を図ります。

早期発見

【研修1】「いじめ」の定義の確実な理解

「いじめ」の定義の確実な理解

未然防止

早期発見

【研修2】「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進

「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割の理解

「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組事項の確認

早期対応

重大事態への対処

【研修3】いじめ問題の解消に向けた組織的な取組

「学校いじめ対策委員会」と、関係機関等との連携・協力体制

Step 2

【研修4】～【研修8】

自校が課題としているプログラムを選択し、Step 1に加えて行います。

項目	プログラムのねらい	主な内容	上巻との関連
<p>早期発見</p> <p>【研修1】 「いじめ」の定義の 確実な理解</p>	<p>○「いじめ」の定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例を用いて、いじめに該当するかどうかを各自で考える。</li> <li>・ 「いじめ」の定義を確認し、事例について再度考え、話し合う。</li> <li>・ 日常生活で子供たちの気になる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。</li> </ul>	<p>2 早期発見 (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知</p>
<p>未然防止</p> <p>早期発見</p> <p>【研修2】 「学校いじめ防止基本方針」に基づく 確実な取組の推進</p>	<p>○「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割を十分に理解する。</p> <p>○「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員が確実に取り組むべき事項を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。</li> <li>・ 「学校いじめ対策委員会」の構成員、役割を確認する。</li> <li>・ 「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知する。</li> </ul>	<p>1 未然防止 (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底</p>

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

互いの個性の理解

望ましい人間関係の構築

規範意識の醸成

教員研修プログラム

いじめ問題への対応事例

<p><b>早期対応</b></p> <p><b>重大事態への対処</b></p> <p>【研修3】 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組</p>	<p>○「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめを、迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や保護者、地域、関係機関等との連携・協力体制を整える。</p> <p>○重大事態の定義を確実に理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期対応のための組織的な取組や対応について考える。</li> <li>早期対応のための取組について共通理解を図る。</li> <li>重大事態の定義と、「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。</li> </ul>	<p>3 早期対応(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底</p> <p>4 重大事態への対処(1) 重大事態発生の判断</p>
<p><b>未然防止</b></p> <p>【研修4】 いじめを生まない環境づくり</p>	<p>○いじめを生まない、見て見ぬ振りをしていない学級、学校を作り、いじめの未然防止に向けた児童・生徒の意識を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを生まない環境づくりの二つの視点について知る。</li> <li>「居場所づくり」「きずなづくり」における指導のポイントについて考える。</li> <li>「居場所づくり」「きずなづくり」の具体的な取組を話し合う。</li> </ul>	<p>1 未然防止(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出</p>
<p><b>未然防止</b></p> <p>【研修5】 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携</p>	<p>○いじめの未然防止に向けて、学校が保護者や地域、関係機関等と連携することの大切さについて意識を高め、社会全体でいじめに対応できる関係を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの未然防止に向けて連携を図る主な関係機関等を確認する。</li> <li>関係機関等との連携の目的を確認する。</li> <li>「学校サポートチーム」との日常の連携について自校の取組を見直す。</li> </ul>	<p>1 未然防止(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成</p>
<p><b>早期発見</b></p> <p>【研修6】 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知</p>	<p>○児童・生徒の様子から、いじめやいじめの疑いに気付くことができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒の出すいじめのサインの視点と場面について考える。</li> <li>いじめやいじめの疑いに気付くための視点について話し合う。</li> <li>いじめのサインを受け止めるための校内体制を構築する。</li> </ul>	<p>2 早期発見(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知</p>
<p><b>早期発見</b></p> <p>【研修7】 いじめの早期発見のための情報共有</p>	<p>○学級担任任せにするのではなく、全教職員が全児童・生徒の指導に責任を有しているという意識の下、組織的に児童・生徒の状況を観察するとともに、情報共有によりいじめを早期に発見する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有の重要性を理解する。</li> <li>校内で実践している情報共有の方法を確認する。</li> <li>取組の実施による成果や課題について話し合う。</li> </ul>	<p>2 早期発見(3) 全ての教職員による子供の状況把握</p> <p>早期発見(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築</p> <p>早期発見(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報</p>
<p><b>早期対応</b></p> <p>【研修8】 いじめの解消に向けて効果のあった取組</p>	<p>○いじめの解消に向けて効果のあった取組事例を通して、「学校いじめ対策委員会」の役割についての理解を深め、いじめ問題に対し、組織的に対応できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを解消するためにはどのような指導及び関係機関等との連携が必要か、指導の経過を個人で考えた後、グループで話し合う。</li> <li>事例から学んだことをまとめる。</li> </ul>	<p>3 早期対応(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例</p> <p>早期対応(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例</p>

研修1 「いじめ」の定義の確実な理解

早期発見

ねらい

○ 「いじめ」の定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。

取組の内容例

1 事例を用いて、いじめかどうかを各自で考える。

事例1

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた。」と訴えた。担任は、Bさんに問いただしたところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

(文部科学省の資料による)

事例2

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBさんはミスをし、Aさんからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBさんはとても嫌な気持ちになった。見かねたCさんが「それ以上言ったらかわいそうだよ。」と言ったところ、Aさんはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BさんはAさんから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bさんもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aさんに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

(文部科学省の資料による)

2 「いじめ」の定義を確認し、事例について再度考え、判断し、話し合う。

【いじめ防止対策推進法 第2条】いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と

- ①一定の人的関係にある他の児童等が行う
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
- ③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。

法に規定された「いじめ」の定義と照らし合わせて、日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる行為について話し合うことを通して、全ての教職員が、「いじめ」の定義を確実に理解する。

4 いじめの捉え方を見直す。

これまでありがちな捉え方

- ・仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。
- ・この程度は、子供たちの日常によくあることだ。



法律の定義に基づく捉え方

- ・いじめはどの学校どの子供にも起こり得る。
- ・行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じているため、いじめである。

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成  
互いの個性の理解  
望ましい人間関係の構築  
規範意識の醸成  
教員研修プログラム  
いじめ問題への対応事例

# 研修に当たっての確認事項

## いじめに対する認識の共有

### ◆ 教職員一人一人の受け止めに左右された「いじめ」

文部科学省の調査によると、平成 27 年度末には全ての学校が、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策委員会」を設置しました。しかし、このような取組にもかかわらず、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、都道府県間や学校間における差が大きいままです。その背景の一つとして、児童・生徒の同じ言動を目にしても、ある教職員は「いじめである。」と受け止めるのに対し、他の教職員は「いじめではない。」と受け止める認識のずれと考えられます。

いじめはどの学校どの子供にも起こり得る、との認識に立ち、いじめかどうかの受け止めに教職員間で統一することが必要です。いじめ問題を見落とさないためには、教職員一人一人が「いじめ」の定義を確実に理解することが重要です。

### ◆ 法に規定された「いじめの定義」は広範囲なものに修正されてきました

過去の「いじめ」の定義は、「一方的に」「継続的に」「深刻な」などの要素が含まれており、いわゆる社会通念上のいじめに近いものとなっていました。しかし、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の定義では、いじめに該当する行為の範囲は極めて広く、その行為を受けた児童・生徒が、心身の苦痛を感じた場合は、いじめに該当するとされています。「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか。」という視点に立って判断することが必要です。

教職員が、いじめに対する認識を「起きてはならないこと」から「いつでもどこでも起こるもの」と転換していくこと、そして日常から「いじめかもしれない」という意識をもち、教員一人一人がいじめを察知するアンテナを高くしながら教育活動を行うことが、早期発見の第一歩につながります。

参考：国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2013 - 2015」平成 28 年 6 月

### 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

昭和 61 年度	平成 6 年度	平成 18 年度	平成 25 年度
<ol style="list-style-type: none"><li>1 自分よりも弱いものに対して一方的に</li><li>2 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え</li><li>3 相手が深刻な苦痛を感じているもの</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>4 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 一定の人間関係のあるものから</li><li>2 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより</li><li>3 精神的な苦痛を感じているもの</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 一定の人的関係のある他の児童生徒が行う</li><li>2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）</li><li>3 心身の苦痛を感じているもの</li></ol>

なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。